

平成26年2月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(レ)第126号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・周南簡易裁判所平成25年(レ)第390号)

口頭弁論終結の日 平成26年1月15日

判 決

京都市 [redacted]

控 訴 人 アイフル株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

山口県 [redacted]

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 3 原判決主文第1項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、登録を受けた貸金業者である株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）及び同社を吸収合併した控訴人との間で、継続的に金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）を繰り返した被控訴人が、支払った利息の

うち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項による制限を超過する部分（以下「制限超過部分」という。）を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、ライフ及び控訴人は、過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及びこれに対する過払金発生の特からの民法704条前段所定の利息（以下「法定利息」という。）の支払を求める事案である。

- (2) 原審は、被控訴人の請求を全部認容したので、これを不服とする控訴人が、原判決の取消し及び請求の棄却を求めて、本件控訴を提起した。

2 請求原因

- (1) ライフ及び控訴人は、いずれも貸金業等を営む会社である。
- (2) 控訴人は、平成23年7月1日、ライフを吸収合併した。
- (3) 被控訴人は、ライフ及び同社を吸収合併した控訴人との間で、原判決別紙計算書記載のとおり、平成14年3月22日から平成23年7月29日までの間、継続的な金銭消費貸借取引（本件取引）を行った。
- (4) 本件取引において被控訴人がライフ及び控訴人に支払った利息の利率は、いずれも利息制限法所定の制限利率を超えるものであった。
- (5) ライフ及び控訴人は、貸金業者であるところ、利息制限法所定の制限利率を超える利息の弁済を被控訴人から受けており、そのことを認識していたので、民法704条の「悪意の受益者」に当たる。
- (6) 利息制限法所定の制限利率により引き直し計算をすると、本件取引については、原判決別紙計算書記載のとおり、平成25年7月12日時点で、28万3887円の過払金及び4万3465円の法定利息が生じている。
- (7) よって、被控訴人は控訴人に対し、本件取引により発生した過払金元金28万3887円の返還及びこれに対する過払金発生の特から平成25年7月12日までの法定利息4万3465円の支払並びに上記過払金元金に対

する同月13日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求める。

3 請求原因に対する認否等

請求原因(1), (2)は認め、その余は否認ないし争う。

(1) ライフ及び控訴人は、顧客に対し、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）17条1項所定の事項を記載した書面及び同法18条1項所定の事項を記載した書面（以下「17条書面等」という。）交付する十分な体制を常に整備していた上、その不備を理由に行政処分等を受けたこともないから、同法43条1項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情があり、民法704条の「悪意の受益者」には当たらない。

(2) 仮に、ライフ及び控訴人が、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」であるとしても、法定利息の発生時期は、本件訴状送達の日翌日であり、そうでないとしても、本件取引の終了の日翌日（過払金返還請求権の消滅時効の起算日）である。

第3 判断

1 請求原因(1), (2)は当事者間に争いがなく、請求原因(3), (4)は証拠（甲1）及び弁論の全趣旨により認められる。

2 請求原因(5)（悪意の受益者）について

(1) 前記1のとおり、登録を受けた貸金業者であったライフ及び同社を吸収合併した控訴人は、被控訴人との間で、利息制限法所定の制限利率を超過する約定利率による本件取引を行い、これにより制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の

適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、控訴人は、ライフ及び控訴人が制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項の適用があることについて立証しないから、同項の適用があるとは認められず、上記特段の事情を認めるに足る証拠もない。控訴人は、ライフ及び控訴人が17条書面等を交付する体制を整備していた点や、その不備を理由に行政処分等を受けたことがない点を主張するが、それらの諸点は、上記特段の事情に当たるものではない。したがって、ライフ及び控訴人は、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」に当たる。

- (2) そうすると、ライフを吸収合併した控訴人は、本件取引により過払金が生じた場合には、被控訴人に対し、その受領につき、民法704条の「悪意の受益者」に当たる者として、過払金発生時からの法定利息を付してこれを返還すべき義務を負うというべきである。

これに対し、控訴人は、法定利息の発生時期は、本件訴状送達の日翌日であり、そうでないとしても、本件取引の終了の日翌日である旨主張するが、同時期は、過払金発生の時と解すべきであるから（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁参照）、その主張は採用できない。

3 請求原因(6)について

弁論の全趣旨によれば、本件取引は、基本契約に基づく連続した貸付取引であること、同基本契約は、これにより過払金が発生する場合には、その後に発生する新たな借入金債務に充当される旨の合意を含むものであることが認めら

れる。これに基づき、本件取引について利息制限法所定の制限利率により引き直し計算をすると、原判決別紙計算書記載のとおりとなる。

4 結論

以上によれば、被控訴人の請求は理由があるからこれを認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。なお、当審において、仮執行免脱宣言は相当でないから付さない。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 山 本 善 彦

裁判官 宮 寄 秀 典

裁判官 林 崎 由 莉 子

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成26年2月20日

山口地方裁判所

裁判所書記官 森 山 泰 成